

Tax

Issue P355 – 2022 年 6 月 8 日

Tax Analysis

「两用物品輸出管理条例（意見募集稿）」に関する分析

2022 年 4 月、中国商務部は「两用物品輸出管理条例（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」）を公布した。意見募集稿の公布は、「中華人民共和国輸出管理法」（以下、「輸出管理法」）の関連規定の補完と明文化、及び两用物品輸出管理に関する行政法規の統括管理の促進を目的とするものであり、两用物品輸出管理体制の構築におけるマイルストーンとされている。意見募集稿はパブリックコンサルテーションを経て、改訂の上で適時に公布される予定である。

2020 年における「輸出管理法」の公布に伴い、関連する行政機関（商務部、税関総署など）は立法の視点から、輸出管理について多くの作業を展開した。現行の輸出管理措置を定める行政文書、及び関連する法体系を構成する行政文書は、依然として分散している。両用品を例として挙げると、両用品輸出管理に関する現行の法規は「核両用品および関連技術輸出管理条例」、「生物両用品並びに関連設備および技術輸出管理条例」、「特定化学品管理条例」、「ミサイル並びに関連品目および技術輸出管理条例」などを含むが、それらに限られない。「意見募集稿」の公布は、両用品輸出管理について統合され且つ実施しやすい行政法体系の構築に寄与するものであり、両用品輸出管理条例はファイナライズ後、両用品の輸出管理に一連の変化をもたらす可能性がある。

本 Tax Analysis では、「意見募集稿」の主要内容について概要説明を行うと共に、その潜在的な影響に対する私どもの考察、及び両用品輸出管理に関する社内コンプライアンス管理についてのアドバイスをご提供いたします。

適用範囲

「意見募集稿」は両用品の管理に適用されるが、輸出管理の対象となるその他の品目についても、適用される可能性があると考えられる。「輸出管理法」では、「両用品」は「民生用途と軍事用途の両方に用いられるもの、または潜在的な軍事力の向上に寄与するもの」と定義されている。

特定化学品以外の大部分の両用品（核両用品、ミサイル及び関連品目、生物両用品などを含む）に関する現行の輸出管理条例は今後、「両用品輸出管理条例」に置き換えられるが、特定化学品の輸出については、「特定化学品管理条例」が優先的に適用さ

Authors :

Dolly Zhang

Partner

Tel: +86 21 6141 1113

Email:dozhang@deloitte.com.cn**Wu, Michael Zhen**

Senior Manager

Tel: +86 21 2312 7198

Email:michaelzhu@deloitte.com.cn**Xie, Sylvia Yi Jun**

Assistant Manager

Tel: + 86 21 2316 6753

Email:syxie@deloitte.com.cn

れる。

「意見募集稿」の規定により、法律・行政法規による別途規定がある場合を除き、国家の安全と利益の保護、及び大量破壊兵器の拡散防止などの国際義務の履行に関わるその他の物品、技術、サービスなどの品目は「意見募集稿」の対象品目に組み入れられ、包括条項（一般条項）扱いとされている。

輸出管理リスト・コード制度

「意見募集稿」によれば、商務部は両用品輸出管理リストを作成・公布し、リストに掲載された品目に対して輸出管理コードを設定する。当該リストは、現行の両用品輸出管理目録の代わりとして機能する可能性がある。

中国では、両用品の識別に用いられる、コードに基づく輸出管理体制がまだ構築されていない。現行の実務として、企業は有形の品目を輸出する際、両用品管理目録に掲載された各品目の具体的な説明、及び税番の通則と補足規定を参照する上で、両用品輸出許可証を申請する必要があるか否かについて判断する必要がある。これは、無形の品目（例：サービス、技術）に関する輸出管理に不便をもたらすと同時に、輸出経営者のコンプライアンスリスクを増大させた。コードに基づく輸出管理体制の構築は、監督管理の精度向上、及び輸出経営者のコンプライアンス水準と運営効率の向上に役立つ。

中国の両用品輸出管理コードの様式について、一部の国・地域の輸出管理コードに良く見受けられる5桁の英数字コードを参考しつつ、独自のコード様式を採用する可能性があるかと推測される。留意点として、商務部所属の輸出管理所轄機関が2021年に、その公式サイトにて「輸出管理に用いられる5桁の英数字コード」に関する紹介記事を掲載したことがある。

仕向国・地域に関する規制

「意見募集稿」では、仕向国・地域のリスクレベルの評価について細かく規定されており、「国の安全と利益に及ぼす影響、国際義務履行上の需要、外交政策上の需要、輸出管理分野における協力、その他」を含む各種要素について考慮する上で評価するよう定められた。

リスクレベル評価の結果は、両用品の輸出管理措置に影響を与える。即ち、リスクレベルの異なる国・地域に輸出される同一品目に対して、異なる強度の規制措置が適用される可能性がある。

輸出許可制度

「意見募集稿」では、現行の両用品輸出許可制度に対して、以下の面から改正と整備が行われた。

- 有効期間——両用品の単一品目輸出許可証の有効期間は通常1年を超えない。汎用許可証（許可証の有効期間内において、輸出事業者が複数の国/地域または複数の最終顧客向けに、複数品目の両用品を複数回輸出することができる）の有効期間は3年から2年に変更された。
- 申請書類——「意見募集稿」では、両用品の輸出許可証を申請するための必要書類について定められており、「両用品の（仕向国・地域）の輸入事業者と最終顧客に関する状況説明」が新たに追加された。
- 輸出許可証の申請免除——「意見募集稿」では、目玉措置の一つとして、輸出許可証の申請免除の適用対象及び適用対象外となる状況について定められた。下記の状況において、輸出許可証の申請が免除される。

For more information, please contact:

Indirect Tax Services
National Leader
Lily Li
Partner
Tel: +86 21 6141 1099
Email: lilyxcli@deloitte.com.cn

National Deputy Leader
Tian, Shu
Partner
Tel: +86 10 8534 2338
Email: shutian@deloitte.com.cn

Customs and Global Trade Services
National Leader/Northern China
Yi Zhou
Partner
Tel: +86 10 8520 7512
Email: jchow@deloitte.com.cn

Eastern China
Liquan Gao
Partner
Tel: +86 21 6141 1053
Email: ligao@deloitte.com.cn

Southern China
Janet Zhang
Partner
Tel: +86 20 2831 1212
Email: jazhang@deloitte.com.cn

Western China
Frank Tang
Partner
Tel: +86 23 8823 1208
Email: ftang@deloitte.com.cn

- 入国後検査・修理・試験・テストを経て、合理的な期間内に輸入元に返送する場合。
- 中国国内で開催される展示会に参加するにあたり、展示会の終了後、直ちに輸入品を現状のまま輸入元に返送する場合。
- 民間航空機部品の海外修理を行う場合。
- 国務院所属の商務所轄機関が定めるその他の状況に該当する場合。

要件に適合する輸入事業者が輸出許可証の申請免除を享受する場合、輸出を行う前に、国務院所属の商務所轄機関にて登録を行う必要がある。輸出管理規定への違反行為があった輸入事業者は、輸出許可証の申請免除を受けられない可能性がある。

禁輸企業リストに掲載された輸入事業者・最終顧客は、汎用許可証の発行、輸出許可証の申請免除などの利便化措置の適用対象外となる。

報告義務

「意見募集稿」の規定により、輸出事業者/輸入事業者が下記のいずれかのリスクが存在する可能性があることを認識した場合、速やかに商務部に報告しなければならない。

- 輸出完了後の3年以内に、輸出された両用品が国の安全と利益に危害を及ぼすもの、大量破壊兵器に使用されるもの、テロを目的として使用されるものなどに該当すると認識した場合。
- 最終顧客と最終用途に関する証拠文書が偽造されたもの、期限の切れたもの、または詐欺・賄賂などの不正な手段によって取得したものである場合。
- 両用品の最終顧客または最終用途が変更された、または変更される可能性を認識した場合。

また、「意見募集稿」の規定により、フォワーディング・貨物輸送・郵便配達・通関、第三者電子商取引プラットフォーム及び金融などのサービスの提供に従事する組織及び個人は、輸出事業者による「両用品輸出管理条例」への違反行為が存在すると認識した場合、直ちにサービスを停止し、関連行政機関へ通報しなければならない。「意見募集稿」では、輸出事業者や第三者サービスプロバイダが報告義務に違反した場合に負うべき法的責任についても明確に定められた。第三者サービスプロバイダは、輸出管理に関するコンプライアンス体制を構築することで、違法な輸出活動について「認識もしくは認識し得るべき場合に負う義務」に対応するよう検討する必要がある。

法執行の主体と行政責任

「意見募集稿」の規定により、輸出管理の法執行を担当する主体は商務部、外交部、国家安全部、税関を含む。そのうち、商務部所属の商務所轄機関と税関は、「意見募集稿」及び関連する税関法規の規定に基づき行政罰を科す権限がある。

「意見募集稿」では、違法行為を働いた場合に負うべき法的責任に関する規定は、基本的に「輸出管理法」の規定を踏襲するものとなっており、また、報告義務に違反した場合は行政責任ひいては刑事責任を追求される可能性があるとして明確に定められた上で、処罰の軽減事由についても下記のように規定された。

1. 自発的に違法行為による被害結果を除去した場合。
2. 他人の脅迫・強要または教唆・詐欺を受けて違法行為を行った場合。
3. 国務院所属の商務所轄機関が把握していない違法行為を自ら供述した場合。
4. 功績を立てた場合。

輸出事業者や第三者サービスプロバイダが輸出管理について整備されたコンプライアンス体制を構築しており、且つ違法行為による被害結果の拡大を阻止した場合、情状酌量により処罰を軽減することができる。

コメントとアドバイス

過去6か月における商務部の動向（「輸出管理白書」と「2022年における両用品輸出管理目録」の公布、及び「中国輸出管理情報ネット」の立ち上げなどを含む）から、中国政府が輸出管理に関する監督管理上、従来よりも素早く対応できるようになっていることが窺える。「意見募集稿」の公布は、輸出管理に関する監督管理がさらに強化されることを意味する。上述の動向から見て、今後、輸出事業者は従来よりも包括的で統合された輸出管理体制の管理下に置かれ、それに伴い、より厳しいコンプライアンス要求への適合を求められることが予想される。そのため、関連企業は、中国における輸出管理法規の変化によってもたらされる自社の事業への潜在的な影響について、速やかに評価する必要がある。

中国政府は企業に対して、整備された中国輸出管理コンプライアンス体制（ICP）の構築を推奨している。「意見募集稿」では、この方針が随所に反映されている。効果的な輸出管理コンプライアンス体制は、輸出事業者による各種輸出利便化措置の享受のみならず、輸出事業者や第三者サービスプロバイダにコンプライアンス違反に該当する行為が発生した際に受ける処罰の軽減にも役立つ。関連する中国企業は、商務部による現行の輸出コンプライアンスガイドラインに基づき輸出管理コンプライアンス体制を構築するか、或いは現在の輸出管理コンプライアンス体制が輸出管理規定に適合するか否か、現在の輸出管理コンプライアンス体制がコンプライアンスガイドラインに記載された「社内輸出管理体制を確立するための基本要素」をカバーしているか否かについて評価することが推奨される。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice, please contact:

Deloitte China Tax Managing Partner

Victor Li
Partner
Tel: +86 755 3353 8113
Fax: +86 755 8246 3222
Email: vicli@deloitte.com.cn

Northern China
Xiao Li Huang
Partner
Tel: +86 10 8520 7707
Fax: +86 10 6508 8781
Email: xiaoli Huang@deloitte.com.cn

Eastern China
Maria Liang
Partner
Tel: +86 21 6141 1059
Fax: +86 21 6335 0003
Email: mliang@deloitte.com.cn

Southern China
Jennifer Zhang
Partner
Tel: +86 20 2885 8608
Fax: +86 20 3888 0115
Email: jenzhang@deloitte.com.cn

Western China
Frank Tang
Partner
Tel: +86 23 8823 1208
Fax: +86 23 8857 0978
Email: ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre
Email: ntc@deloitte.com.cn

Managing Partner/Northern China
Julie Zhang
Partner
Tel: +86 10 8520 7511
Fax: +86 10 6508 8781
Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China
Kevin Zhu
Partner
Tel: +86 21 6141 1262
Fax: +86 21 6335 0003
Email: kzhu@deloitte.com.cn

Western China
Tony Zhang
Partner
Tel: +86 28 6789 8008
Fax: +86 28 6317 3500
Email: tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Chinese Mainland)
German Cheung
Director
Tel: +86 20 2831 1369
Fax: +86 20 3888 0115
Email: gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)
Doris Chik
Director
Tel: +852 2852 6608
Fax: +852 2543 4647
Email: dchik@deloitte.com.hk

JSG Tax team

華北地区
北京
浦野 卓矢
Partner
Tel: +86 10 8512 5524
Email: turano@deloitte.com.cn

華東地区
上海
板谷 圭一
Partner
Tel: +86 21 6141 1368
Email: kitaya@deloitte.com.cn

華東地区
上海
中野 隆正
Senior Manager
Tel: +86 21 3313 8800
Email: tnakano@deloitte.com.cn

華南地区
廣州
左 迪
Partner
Tel: +86 20 2831 1309
Email: ezuo@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify national marketing team of Deloitte China by email at cimchina@deloitte.com.hk

About Deloitte

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド (「DTTL」)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のひとつまたは複数指します。DTTL (または「Deloitte Global」) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行います。詳細は、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における 150 を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80% の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 345,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

デロイトは 1917 年に初めて上海に事務所を設立しました。現在、デロイト中国は中国現地の企業、中国における多国籍企業及び高成長企業に、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスを提供しています。デロイトは中国の会計基準、税制及びプロフェッショナルの育成に多大な貢献をしてきました。デロイト中国は中国本土で設立されたプロフェッショナルサービスファームであり、デロイト中国のパートナーが所有しています。デロイトの中国マーケットでの成果に関する多くの情報は、デロイト中国のソーシャルメディア (www2.deloitte.com/cn/zh/social-media) からご覧いただけます。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定を、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性または完全性に対し、私どもはいかなる (明示的または暗示的) 言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理人は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しては責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。